

介護保険料の納め忘れはありませんか?!

介護保険料を滞納していると・・・

納付期限を過ぎると

★督促が行われます

介護保険料のほかに、督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。



1年～1年6か月 滞納の場合



★介護費用がいったん全額支払いに

介護保険のサービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、あとで7割から9割相当分が久慈広域連合から払い戻される「償還払い」へ、支払方法が変更となります。

(例1) 特別養護老人ホームを利用した場合の施設サービス費の目安(1か月)

要介護4の場合

サービス費用の1割: 23,400円

サービス費用の全額: 234,000円

(例2) デイサービスを週3日利用した場合の施設サービス費の目安(1か月)

要介護2の場合

サービス費用の1割: 9,200円

サービス費用の全額: 92,000円

※利用するメニューによって費用は変わります。

※食費、日常生活費は別途負担になります。



1年6か月～2年 滞納の場合

★介護費用がいったん全額支払いに

★介護保険費用の払い戻しが一時差し止めに

償還払いになった給付額(7割～9割)の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合もあります。



2年以上 滞納の場合

★介護費用がいったん全額支払いに

★介護保険費用の払い戻しが一時差し止めに

★自己負担の割合が3割に引き上げに

本来1割から3割である自己負担額が3割(自己負担がもともと3割の方は4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給を受けられなくなる場合もあります。



納付相談

☆滞納で困るのは未来の自分と家族、早めのご相談を

滞納保険料徴収のために財産調査や差し押さえをすることもあります。

経済的な理由等により納付が困難な場合は、早めのご相談をお願いいたします。事情によって保険料の分割納付、減免などが認められる場合もあります。

相談窓口 : 介護保険課 介護保険係 ☎0194-61-3355

: お住まいの市町村介護保険担当窓口

久慈広域圏の人口と世帯数 (R4.2.1現在)

(単位: 人・世帯)

市町村名	人 口	世 帯 数
久 慈 市	33,311	15,519
洋 野 町	15,700	6,787
野 田 村	4,095	1,663
普 代 村	2,460	1,105
合 計	55,566	25,074

◎編集・発行

久慈広域連合

事務局総務企画課

〒028-0056

久慈市中町一丁目67番地

久慈市役所分庁舎2階

☎0194-61-3344

<https://www.kuji-kouiki.jp/>

※問い合わせ先※

総務企画課	0194-61-3344
介護保険課	0194-61-3355
衛生課	0194-66-9090
久慈消防署	0194-53-0119
山形分署	0194-72-3119
野田分署	0194-78-2119
普代分署	0194-35-2119
洋野消防署	0194-65-6119
大野分署	0194-77-4119



再生紙と大豆油インクを使用しています。